

議案第 2 号

瑞穂町多摩都市モノレール基金条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸に必要な資金を積み立てるため、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町多摩都市モノレール基金条例

(設置)

第 1 条 多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸に必要な資金を積み立てるため、瑞穂町多摩都市モノレール基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金は、金融機関への預金その他最も有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸に際して必要な出資金及び公共施設の整備等の経費に充てる場合限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。